

南相馬市市民一体化復興促進基金の造成と実施事業について（報告＆依頼）

平成30年6月28日
鹿島区地域振興課

1 基金積立の目的

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、市内全域の市民が避難を余儀なくされたが、国の一方的な線引きによりその支援については居住していた地区により差が生じた。

今後、市民が一体となって本市の復興を進めるために、地区によって生じた差を埋める市独自の新たな支援策を実施する必要があることから、その財源として基金を造成するものである。

2 基金の額

鹿島区民（平成23年3月11日時点で鹿島区に住民登録があり、実施事業の対象となる者、約10,300名）に対する支援策を実施するため、総額で10億3千万円の基金を造成する。

3 実施事業

南相馬市市民一体化復興促進基金条例に基づき、積立てた基金で実施できる（一体化を図る実施事業）事業は次の2つの事業となっている。

- (1) 旧避難指示区域等外（30km 圏外）の市民に対する高速道路通行料金助成事業
- (2) その他、市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業

4 事業概要

(1) 高速道路通行料金助成事業

対象者

平成23年3月11日時点において南相馬市内に住所を有する者のうち「ふるさと帰還通行カード」の交付対象となっていない市民が対象である。

助成金額

登録する市民1人あたり10万円を上限とする。

（事業費総額見込み 約7億8千万円）

助成期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間とする。

助成要件等

高速道路通行料金の支払いを自己のETCカードを用いて行ったものに対し、ネクスコ東日本からの情報をもとに、あらかじめ指定のあった口座に助成する。

なお、詳細は、別添資料のとおり

(2) 市民一体感醸成事業

「市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業」で、具体的な事業については、今後、市議会、鹿島区行政区長会、鹿島区地域協議会等からの意見を聴取し、基金の残額を財源として市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等を検討することとしている。

そのうえで、地域の一体化を図る事業構築にあたっては、地域の皆さんの自主的、主体的な議論を踏まえ対応することが肝要であると捉えている。

については、以下の一体感醸成事業の概要を踏まえ、それぞれの立場で一体化を図る事業についての検討をいただきたい。

事業目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため。

事業費

基金総額 10 億 3 千万円から高速道路通行料金助成事業費約 7 億 8 千万円（助成実績により変わる）を差し引いた額で、約 2 億 5 千万円を予定しているが、助成実績により額の変更がある。

事業期間

平成 31 年度、平成 32 年度の 2 か年事業と想定しているが、事業の内容などにより前倒しはありうる。

事業構築の手法及び工程

事業構築にあっては、行政区長会や地域協議会など地域の皆さんの意見を踏まえ対応することとし、地域住民の皆さんの代表による「市民一体化復興促進事業市民検討会」を組織し検討する。

なお、平成 31 年度からの事業実施を進めるため、平成 30 年 11 月を目途に事業内容の検討や具体的な事業展開手法などを詰めていきたい。

地域協議会へのお願い

- ・市民一体化復興促進事業市民検討会の委員として会長及び委員代表者 1 名の推薦をお願いする（副会長が、区長会会長のため委員の中から 1 名の推薦を）
- ・地域協議会の委員として、推薦団体などがある場合は出身の団体等の意見なども踏まえ、次回地域協議会開催までに一体感醸成に寄与すると思われる事業を検討していただく